

短期入所生活介護施設  
介護予防短期入所生活介護施設  
重要事項説明書

社会福祉法人 大三島育徳会

短期入所生活介護 博水の郷

平成14年 5月作成  
平成29年 4月12日訂  
平成29年 6月13日訂  
平成29年 8月15日訂  
平成30年 4月1日訂  
平成30年 8月1日訂  
令和元年 9月1日訂  
令和元年 10月1日訂  
令和3年 4月訂  
令和3年 8月訂  
令和4年 10月訂  
令和6年 4月訂

# 重要事項説明書

## 「(介護予防)短期入所生活介護」

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用にあたりご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 <small>おおしまいくとくかい</small> 大三島育徳会
法人所在地	東京都世田谷区鎌田3-16-6
代表者氏名	理事長 田中雅英
電話番号	03-5491-0340 (代表)

### 2 ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 博水の郷
施設の所在地	東京都世田谷区鎌田3-16-6
施設長名	田中美佐
電話番号	03-5717-3472 (直通)
FAX番号	03-5717-3473 (直通)
担当者	生活相談員 矢野 弘枝・三浦 覚・松沢 詩央里
ご利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日

### 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		東京都介護保険指定番号		
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	従来型	平成14年4月1日	1371202878
		ユニット型	平成26年4月1日	
居宅	通所介護		平成14年9月1日	1371203157
	短期入所生活介護		平成14年5月1日	1371202894
	介護予防短期入所生活介護		令和元年9月1日	1371202894
居宅介護支援事業			平成14年8月1日	1371203108

## 4 運営の方針

利用者の新しい生活と生き方を支援するため、私たちは次のことを目指します

- ・ 個人の尊厳を大切にして、質の高い福祉サービスを目指します
- ・ 利用者御一人おひとりのニーズを尊重し、プライバシー重視を目指します
- ・ 利用者・家族の要望や課題を検討したケアプランを作成し、それに基づいたサービスの提供を目指します
- ・ 拘束をしない介護を目指します
- ・ ユニットケアを導入し、家族生活の延長として快適な空間づくりを目指します
- ・ 施設開放を含めた地域交流の充実を目指すと共に医療機関など関連機関との密接な連携を目指します
- ・ 地域福祉の拠点として、安全で安心、信頼のもてる施設づくりを目指します

## 5 施設の概要

### (1) 博水の郷（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護）

敷地		3 0 7 5.00 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建
	延べ床面積	4 6 7 6.99 m <sup>2</sup>
利用定員	特別養護老人ホーム	9 0 名
	ユニット型	4 6 名（4ユニット）
	従来型	4 4 名
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	1 8 名（2ユニット）
	通所介護	2 5 名

### (2) 居 室（上段：室数、下段：人数）

部屋タイプ	従来型		ユニット型		
	個 室	4床室	個 室	個室（夫婦部屋） （= 2床室）	個室の 多床室
特別養護 老人ホーム	4 (4名)	1 0 (40名)	3 0 (30名)	2 (4名)	1 2 (12名)
短期入所 生活介護	X	X	1 0 (10名)	3 (6名)	2 (2名)

### (3) 主な設備

設備の種類	内 容
食 堂	ユニットごと
機能訓練室	1室（従来型対応）
医務室	1室
浴 室	3室 （一般浴槽・個別浴槽・チェアイン浴槽・特殊浴槽）
デイルーム	1箇所
リビング（共同生活室）	ユニットごと

## 6 職員体制（主たる職員）

※特養90名・ショートステイ18名、計108名に対する職員体制

令和6年4月1日現在

従業者の職種		配置基準	備考
施設長		1以上	
施設サービス部長		—	
生活相談員		2以上	
介護職員 (常勤換算)	ユニット型	22以上	利用者数：職員数 3：1以上
	従来型	15以上	
看護職員（常勤換算）		3以上	
機能訓練指導員（常勤）		1以上	( )看護職員と兼務
機能訓練指導員（非常勤）			所有資格：理学療法士
介護支援専門員		1以上	( )生活相談員と兼務
医師（非常勤）		1以上	内科・精神科
歯科医師（非常勤）		1以上	
管理栄養士		1以上	
事務員		—	

\*当施設は、上記配置基準数を上回る職員配置で対応しております。

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	
施設サービス部長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	
生活相談員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</li> <li>・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	
介護職員	ユニット型・従来型共通	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：00～16：00）</li> <li>・日勤（8：00～17：00）</li> <li>・遅番1（11：00～20：00）</li> <li>・遅番2（13：00～22：00）</li> <li>・深夜勤（21：45～翌7：45）</li> </ul>	
	都合により勤務時間を変更する場合がございます。	
	* 夜勤帯については、緊急応援体制があります。	
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	
医師	内科 週1日 水曜日（12：30～14：30）	変更の 場合有
	精神科 第2・第4月曜日（9：30～12：30）	
歯科医師	週1日 土曜日（13：30～15：30）	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	

## 8 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者おひとりお一人の健康・栄養状態を体重測定等によりチェックします。</li> <li>・おひとりお一人の健康・栄養状態に基づいて個別計画を作成します。</li> <li>・定期的なフォローアップをします。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として週2回入浴していただきます。</li> <li>但し、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は最低週1回、その他必要に応じて行います。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口) ・生活相談員：三浦 覚 松沢 詩央里</p>
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、年10回程程度の行事に加え、適宜レクリエーションを企画・実施します。(別途参加費がかかることがあります)</li> <li>・主な娯楽設備 クラブ活動、喫茶コーナー</li> </ul>
送迎の実施 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区(平日のみ) 鎌田、宇奈根、喜多見(8・9丁目除く)、岡本、大蔵、砧、成城(4～9丁目除く)、玉川、瀬田、上用賀、用賀、玉川台。</li> </ul>

### (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して、食堂及び利用者の希望する場所で食べていただけるように配慮します。</li> <li>・保温、保冷配膳車により、適時給食を行っております。</li> <li>・原則、ユニットの食堂にてお取りいただきます。</li> </ul> <p>朝食 7:45 ～ 9:00頃まで 昼食 12:00 ～ 13:30頃まで おやつ 15:00頃 夕食 18:00 ～ 19:45頃まで</p> <p>※食事時間については利用者の希望に出来る限り配慮します。</p>
居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担いただきます。</li> </ul>
特別な食事 の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特別な希望に基づくメニュー・食材等については、別途特別な食費をいただきます。(実費相当)</li> </ul>

理髪・美容	・理容、美容サービス 毎月2回
協力医療機関 以外への送迎	・ご家族対応でお願いします。但しやむをえない事情及び施設側の人員・車輛の都合がつく場合に限り送迎いたします。

## 9 利用料

### (1) 施設利用料

#### ① 4Fショートステイフロア

##### i) 介護保険料自己負担分ユニット型個室・ユニット型個室的多床室 (単位：円/日)

要支援・要介護度 (単位数)		介護保険料自己負担額		
		1割	2割	3割
介護予防	要支援1 (529単位)	587	1,174	1,761
	要支援2 (656単位)	728	1,456	2,184
要介護度1 (704単位)		781	1,563	2,344
要介護度2 (772単位)		856	1,714	2,571
要介護度3 (847単位)		940	1,880	2,821
要介護度4 (918単位)		1,019	2,038	3,057
要介護度5 (987単位)		1,096	2,191	3,287

##### ii) 滞在費 (1割・2割・3割負担共通) (単位：円/日)

	個室	夫婦部屋	個室的多床室
利用者負担第1段階	820	820	490
利用者負担第2段階	820	820	490
利用者負担第3段階①	1,310	1,310	1,310
利用者負担第3段階②	1,310	1,310	1,310
利用者負担第4段階	2,600	2,100	2,300

### ★ 緊急ショートステイについて

緊急ショートステイのため、特養フロアに滞在する場合には以下が適用されます。

2F、3F空床利用ユニット型

##### i) 介護保険料自己負担分 ユニット型個室・個室的多床室共通 (単位：円/日)

要支援・要介護度 (単位数)		介護保険料自己負担額		
		1割	2割	3割
介護予防	要支援1 (529単位)	587	1,174	1,761
	要支援2 (656単位)	728	1,456	2,184
要介護度1 (704単位)		781	1,563	2,344
要介護度2 (772単位)		856	1,714	2,571
要介護度3 (847単位)		940	1,880	2,821
要介護度4 (918単位)		1,019	2,038	3,057
要介護度5 (987単位)		1,096	2,191	3,287

(注) P9 ※1～8参照

ii) 滞在費 (1割・2割・3割負担共通) (単位:円/日)

	個室	夫婦部屋	個室的多床室
利用者負担第1段階	820	820	490
利用者負担第2段階	820	820	490
利用者負担第3段階①	1,310	1,310	1,310
利用者負担第3段階②	1,310	1,310	1,310
利用者負担第4段階		2,650	2,450
トイレ付	2,850		
トイレ無	2,750		

② 2F、3F空床利用従来型

i) 介護保険料自己負担分 従来型 (個室) (単位:円/日) 注) P8 ※1~8参照

要支援・要介護度 (単位数)		介護保険料自己負担額		
		1割	2割	3割
介護予防	要支援1 (451単位)	501	1,001	1,502
	要支援2 (561単位)	623	1,245	1,868
要介護度1 (603単位)		669	1,339	2,238
要介護度2 (672単位)		746	1,492	2,215
要介護度3 (745単位)		827	1,654	2,481
要介護度4 (815単位)		905	1,809	2,714
要介護度5 (884単位)		981	1,962	2,944

注) P9 ※1~8参照

ii) 介護保険料自己負担分 従来型 (4人部屋) (単位:円/日)

要支援・要介護度 (単位数)		介護保険料自己負担額		
		1割	2割	3割
介護予防	要支援1 (451単位)	501	1,001	1,502
	要支援2 (561単位)	623	1,245	1,868
要介護度1 (603単位)		669	1,339	2,238
要介護度2 (672単位)		746	1,492	2,215
要介護度3 (745単位)		827	1,654	2,481
要介護度4 (815単位)		905	1,809	2,714
要介護度5 (884単位)		981	1,962	2,944

iii) 滞在費 (1割・2割・3割負担共通) (単位:円/日)

	個室	多床室
利用者負担第1段階	320	0
利用者負担第2段階	420	370
利用者負担第3段階①	820	370
利用者負担第3段階②	820	370
利用者負担第4段階	2,550	855

## ④ 食材料費

(単位：円)

	滞 在 費	食 費
利用者負担第1段階	1日	300
利用者負担第2段階	1日	600
利用者負担第3段階①	1日	1,000
利用者負担第3段階②	1日	1,300
利用者負担第4段階	朝食	650
	昼食	550
	夕食	650

※ 利用者負担第4段階の方は1食当たり、その他の方は1日あたりとなります。

## ⑤ その他介護給付サービス加算

- ・加算については、要件を満たしているもののみ算定いたします。
- ・加算は、職員体制等の関係で随時変更となりますので、ご了承下さい。
- ・今後状況により加算が変更する場合には、その都度お知らせいたします。
- ・加算についてご不明な点がございましたら、相談員にお尋ね下さい。

## &lt;加算表&gt;

加算項目	単位数	加算要件
サービス提供加算Ⅰ(*1)	22	介護福祉士が80%以上配置 勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置
サービス提供加算Ⅱ(*1)	18	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供加算Ⅲ(*1)	6	介護福祉士が50%以上配置 常勤職員が75%以上配置 勤続7年以上が30%以上配置
生産性向上推進体制加算Ⅰ(*2)	100	①加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上推進体制加算Ⅱ(*2)	10	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
夜勤職員配置加算Ⅰ(*2)	13	夜勤を行う介護職員等の数が最低基準を1人以上上回っていること
夜勤職員配置加算Ⅱ(*2)	18	見守りセンサーを入所者の15%以上設置し、センサーの安全有効活用を目的とした委員会を設置と検討会がある場合は、人員基準+0.9%以上配置すること
看護体制加算Ⅰ(*3)	4	常勤の看護師を1名以上配置



看護体制加算Ⅱ(*3)	8	①(Ⅰ)の要件に加えて常勤換算で1名以上配置していること ②看護職員と24時間の連携体制
看護体制加算Ⅲ1	12	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たしたうえで、 要介護度3以上の方の占める割合が利用者全体の70%以上 (看護体制加算Ⅰとの同時算定不可)
看護体制加算Ⅲ2	6	
看護体制加算Ⅳ1	23	看護体制加算Ⅱの算定要件を満たしたうえで、 要介護度3以上の方の占める割合が利用者全体の70%以上(看護体制加算Ⅱとの同時算定不可)
看護体制加算Ⅳ2	13	
看取り連携体制加算	64	①看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること ②看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること ③看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること 死亡日及び死亡日以前30日以下において1回に限り算定 短期入所は死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定可能
緊急短期入所受入加算	90	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合には、緊急短期入所受入加算として利用を開始した日から換算して7日を限度に(やむを得ない事情がある場合は14日)加算
個別機能訓練加算	56	指定短期入所生活介護の利用者に対して機能訓練を行っている場合には個別機能訓練加算として1日につき56単位を所定単位数に加算
送迎加算	184/ 片道	入退所時に送迎を利用された場合に加算
若年性認知症利用者受入加算 (利用回ごと)	120	若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を定め、介護サービスを行った場合
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	入所日から7日を限度に、在宅生活が困難であると医師が判断した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	認知症専門ケア加算(Ⅰ)のすべての基準を満たしたうえで、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していることおよび介護職、看護職に対して研修計画を作成し、それに沿って研修を実施していること
介護職員等処遇改善加算 新加算Ⅰ (令和6年6月1日～)	14.0%	総単位数の14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (令和5年5月31日まで)	8.3%	総単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (令和5年5月31日まで)	2.7%	総単位数の2.7%
ベースアップ等支援加算 (令和5年5月31日まで)	1.6%	総単位数の1.6%

- ※1 自己負担金（1日あたり）については、上記基本単位数に上記「加算表」の加算単位を加え、その合計数に11.1をかけたものの1割～3割程度となります。
- ※2 加算の算定については要件が定められているので、当施設では要件が備わっているもののみ加算いたします（加算の項目、要件及び単位については、上記「加算表」参照）。
- ※3 端数に関しては計算により前後する場合があります。
- ※4 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※5 利用者負担第4段階の方は1食当たり、その他の方は1日あたりとなります。
- ※6 \*1については、3つのうち1つのみ加算が可能
- ※7 \*2についてⅠは従来型、Ⅱはユニット型で算定
- ※8 \*3については重複して加算が可能

⑥ 「特別な食事」の提供

「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供します。年間を通じて、季節感あふれる元旦のおせち料理、花見の松花堂弁当、敬老会の松花堂弁当、及び季節鍋料理などを提供いたします。

(2) 電化製品の料金

貸出し電化製品                      テレビ                      200円 /日

(3) お支払い方法

毎回、短期入所生活介護終了後、文書で請求いたします。その月の料金合計額を翌月20日に利用者口座自動引落としにてお支払いいただきます。  
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

(4) その他の料金・費用8

内 容	金 額	内 容	金 額
クラブ費	実 費	行事、イベント費	実 費
各種嗜好品	実 費	喫茶、売店、買い物等	実 費
施設内理美容代（カット）	実 費	個人の新聞、週刊誌等	実 費
被服関係	実 費	希望による特別食	実 費
特別な洗濯代	実 費	個人に必要な医療除外品等	実 費
医療費、病院等への入院費	実 費	切手、ハガキ等	実 費
病院等への入院時必要品	実 費		

※ その他個人で必要なものは、実費徴収させて頂く場合があります。

## 10 協力医療機関

医療機関の名称	公益財団法人 日産厚生会 玉川病院
院長名	和田 義明
所在地	世田谷区瀬田4-8-1
電話番号	(03) 3700-1151
診療科	一般内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、膠原病・リウマチ科 糖尿病・代謝科、脳神経内科、透析センター、一般・消化器外科 ヘルニアセンター、気胸センター、呼吸器外科、乳腺科、 直腸・肛門科、脳神経外科、整形外科、股関節センター、 脊髄外来、泌尿器科、眼科、婦人科、耳鼻咽喉科、リハビリ科、 歯科、麻酔科、健診科、放射線科
入院設備	ベッド数 389床
救急指定の有無	有

医療機関の名称	戸田中央メディカルグループ 奥沢病院
院長名	伊平 慶三
所在地	世田谷区奥沢2-11-11
電話番号	03-5701-7788
診療科	一般内科、循環器科、呼吸器科、アレルギー科、腎臓内科、 膠原病科、糖尿病科、脳神経内科、 心臓血管外科、消化器・肛門外科、直腸・肛門科、脳神経外科、 整形外科、脊椎脊髄外科、泌尿器科、
入院設備	ベッド数 73床
救急指定の有無	有

## 11 協力歯科医療機関

名称	クレア歯科
院長名	澤 直樹
所在地	大田区仲六郷4-45-16
電話番号	(03) 3736-6480

## 1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム博水の郷 消防計画」にのっとり対応を行います。 別途定める 大三島育徳会 新型コロナウイルス対策マニュアル（感染症対策 BCP）にのっとり対応を行います。
平常時の訓練等 防災設備 感染症対策	別途定める「特別養護老人ホーム博水の郷 消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。 カーテン等は不燃性のものを使用しております。 別途定める 大三島育徳会 新型コロナウイルス対策マニュアル（感染症対策 BCP）にのっとり研修と訓練（シュミレーション）を実施します。
消防計画等	消防署への届出日 : 平成14年2月13日 防火管理者 : 川道 英弘

## 1.3 当施設ご利用の際に留意いただく事項

入 所	原則、利用開始日の午後1時30分～午後4時の間とします。
退 所	原則、利用終了日の午前10時～午前11時30分とします。
来訪・面会	面会時間（9：00～21：00）を遵守してください。 感染症対策時期や地域の情勢を考慮しながら、施設内への面会制限を行うことがあります。
外 出	自由です。但し外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に届け出て下さい。感染症対策時期や地域の情勢を考慮し、外出制限を行うことがあります。
所持品の持込	なるべく必要な物品だけをお持ちください。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
嘱託医師以外の 医療機関への受診	自由です。但し職員に受診医療機関を届け出てください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は夕食時にお願います。マナーを守ってお楽しみ下さい。
宗教活動・ 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
退出等	他の入居者の迷惑になる行為を行う等、留意事項に反する行為を行い、施設内の安全管理に支障を来たす場合や他の入居者の介護の妨げになる場合には、居室から退出していただき、必要と認められる場合には一時的に身体を拘束し、または協力医療機関など適切な施設への移転をしていただくことがあります。

## 1.4 入所申し込み予約・解約、終了、中止について

### (1) 入所申し込み・予約

- ・介護支援専門員を通して予約をお入れください。
- ・ご利用希望日の2ヶ月前の1日、午前9時30分よりFAXにて受付を開始致します。
- ・ご利用期間決定後、事前に利用者の方と契約いたします。

### (2) 契約の解除・終了・中止について

- ① つぎの場合は、契約を解除することとなります。
- i) 利用者の方からの解除の申し出があった場合。
  - ii) 利用者の方が利用料金の支払いを1ヶ月以上遅滞し、文書で再度請求してもその日から14日以内に支払っていただけない場合。
  - iii) 利用者又はその家族が、博水の郷やその職員又は利用者に対して背信行為を行う等、契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合。
  - iv) 当施設を閉鎖または縮小する場合等施設側にやむをえない事情がある場合。

② つぎの場合は、契約を終了することとなります。

- i) 他の介護保険施設に入所された場合。
- ii) 利用者要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- iii) 利用者の方がお亡くなりになった場合。

③ つぎの場合は、契約を中止することとなります。

- i) 利用者の方から中途退所の申し出があった場合。
- ii) 利用期間中、入院又は体調の著しい変化のみられた場合。
- iii) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合（発熱等）。
- iv) 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- v) 甲または甲の家族などが当該施設・職員へのハラスメント、背信行為 および毀損行為を行った場合。

VI) 上記の他、契約を継続しがたい重大な事由が生じ、改善の見込がない場合。

### ○ 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前日正午までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日正午を過ぎて当日17時までにご連絡頂いた場合	1日の利用料の50%
入所当日17時までにご連絡がなかった場合	全 額

### ○ 利用期間中の中止

利用期間中の中止が必要な場合には、ご家族または緊急連絡先に連絡すると共に、速やかに利用者の主治医または歯科医師等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。また、料金については原則として退所日までの日数を基準に計算します。

## 15 相談・要望・苦情などの窓口

<b>★ サービス相談窓口 ★</b>	
担当	<small>やの ひろえ</small> 矢野 弘枝 (生活相談員) <small>みうら かく</small> 三浦 覚 (生活相談員) <small>まつざわ しおり</small> 松沢 詩央里 (生活相談員) <small>かわみち ひでひろ</small> 川道 英弘 (事務)
受付時間	月曜日～金曜日 10:00～16:00 (上記以外にも適宜対応いたします)
ご利用方法	電話 03-5717-3472 (ショート直通) 03-5491-0340 (代表)
	面接 予約が必要です 意見箱・苦情箱 (施設内に設置しております)

施設外苦情受付機関	東社協 福祉サービス運営適正化委員会
	TEL03-5283-7020    FAX03-5283-6997
	世田谷区役所 砧保健福祉課 地域支援担当
	TEL03-3482-8193    FAX03-3482-1796
	東京都国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護相談窓口担当 (相談・苦情受付専用)
	TEL03-6238-0177    FAX03-6238-0091
	苦情解決第三者委員
	・井坂 哲朗 (赤羽北さくら荘 施設長) TEL03-3900-3901    FAX03-3900-3902
	・上田 一美 (地域代表) TEL03-5491-0340    FAX03-5491-0343

短期入所生活介護施設/介護予防短期入所生活介護施設の入所にあたり、利用者の方に対して契約書およびこの書面によって重要な事項を説明いたしました。

〒157-0077

東京都世田谷区鎌田3-16-6 博水の郷

事業者 社会福祉法人 大三島育徳会  
理事長 田中雅英 印

説明者 所属 博水の郷 氏名 印

私は、契約書およびこの書面によって、博水の郷から短期入所生活介護施設/介護予防短期入所生活介護施設 博水の郷の入所にあたって、重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

連帯保証人 印